

## 公立はこだて未来大学情報ライブラリー文献複写規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、公立はこだて未来大学情報ライブラリー利用規程第9条に基づき、公立はこだて未来大学情報ライブラリーにおける文献複写(以下「複写」という。)について必要な事項を定めるものとする。

### (複写の範囲)

第2条 複写は、教育、研究および学習の用に供することを目的とする場合に限り受託することができる。

### (複写の申込)

第3条 複写を申し込もうとする者(以下「申込者」という。)は、所定の、申込書を情報ライブラリー長に提出しなければならない。

### (複写料金の費用負担)

第4条 複写に要する費用は、情報ライブラリー長が別に定める複写料金を納めなければならない。

2 複写のために要する送料、その他の実績は依頼者が負担する。

### (申込の制限等)

第5条 情報ライブラリー長は、次の各号のいずれかに該当するときは、申込者に対し、複写の申込を制限し、または断ることができる。

- (1) 著作権法(昭和45年法律第48号)に定めのある範囲を逸脱またはその危険があると認められる場合
- (2) 寄託資料で、その寄託契約の条件として複写が禁止されているライブラリー資料
- (3) ライブラリーの複写能力を超える複写の申し込みがあった場合
- (4) 複写することにより損傷する恐れがあるライブラリー資料
- (5) 前各号に定めるもののほか、ライブラリー長が特別の理由があると認めた場合

### (著作権に関する責任)

第6条 複写により、当該ライブラリー資料に関し、著作権法上の問題が生じた場合は、申込者とその責任を負うものとする。

### (委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、情報ライブラリー長が別に定める。

### 附則

この規程は、平成12年4月21日から施行する。